

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：ファミリーズおおだか園	種別： 保育所
代表者氏名： 吉川 由紀	定員（利用人数）： 60 名（61名）
所在地： 愛知県名古屋市長区南大高4-1-101	
TEL： 052-621-2133	
ホームページ： http://www.2nd-school.jp/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 2018年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 セカンドスクール	
職員数	常勤職員： 17 名 非常勤職員 1 名
専門職員	（保育士） 12 名 （医師） 1 名
	（栄養士） 1 名 （ダンス講師） 1 名
	（調理員） 2 名
施設・設備の概要	（保育室） 6 （調理室） 1 （事務室） 1
	（遊戯室） 1 屋外遊技場

③理念・基本方針

保育理念 子どもにとって『もう一つの我が家』となるよう、家族との関係を大切にし、共に育てていきます。

保育方針 基本的な生活習慣を身につけ子どもたちの自立を目指します。

④施設・事業所の特徴的な取組

【「ファミリーズ」の方針】

『すべての子どもとその家庭、そして働く職員が安心できる環境を整える。
「家庭のような支援」「保護者支援」「職員の働きやすさ」の調和を図る。』

- ・子どものことを一番に考え、アットホームな雰囲気の中で、子どもの成長を見守る子育てのパートナーとして、職員、保護者、地域が協力しながら保育を実践している。
- ・子どもたちにとって安心できる、もうひとつの我が家として学童運営の強みを活かし、0歳から12歳まで目の前の子どもと向き合いながら先を見通して保育を行なっている。職員・保護者・地域が連携し、家庭的な環境の中で、子どもに寄り添い、成長を支える保育を実践している。

【ファミリーズおおだか園】

『ファミリーズおおだか園は全ての関係者にとって安心安全な環境を提供することを理念としています。子供には家庭のような温もりのある保育、保護者には仕事と子育ての両立を支える柔軟な支援、職員には働きやすく成長できる職場環境を整備し地域福祉の一翼を担うことを基本方針としています。』

- ・(株)セカンドスクールが運営する当園は、保育ニーズの高い地域に位置し、異年齢・インクルーシブ保育を通じて生活習慣や非認知能力を育み、柔軟な運営体制と子育て支援の充実を図っている。

- ・就学の前にきちんとした生活習慣を身につけられる場所として、異年齢児保育での交流などを重視して、体力作りと個性や知性を養っている。

- ・毎日、保育園でいろいろな経験を重ね自立に向けた力を身につけていくという長期的な見通しで、子どもたちの成長を見守り支えている。

- ・園の周囲を利用した散歩や体操教室、ダンスの時間等午前中は体をしっかりと動かして遊び、よく食べる丈夫な体作りを行っている。

- ・子育てサポートという視点から忙しい保護者の負担を軽減する「子育てサポート」が充実している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7 年 3 月 31 日（契約日）～ 令和 7 年 9 月 20 日（評価決定日） 【令和 7 年 7 月 22 日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （令和 2 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

【理念の周知・理解・浸透から定着へ】

- ・理念・基本方針への理解ができる人材の採用に努めている。
- ・法人での年度始まり前の3月度研修、新入社員研修、新規採用者研修、園での先輩職員によるOJT教育など様々な機会に理念の周知・理解に努めている。
- ・目的が同じだから、提案が受け入れられやすい（職員インタビューにて）
- ・年齢に応じた食育活動として、皮むきやおやつ作り、味噌の仕込み等を体験し、卒園後には豚汁を囲む同窓会を開催するなど、食を楽しむ工夫を継続的に実施している。

【子育てサポート】

- ・子育てサポートという視点から保護者の負担を軽減する支援を行っている。

例）登園時の持ち物は最小限、遠足など外出時は弁当箱のみの持参で済むなど、仕事と子育ての両立の支援をおこなっている。

- ・子どもにとって園がもうひとつの我が家になるように家庭との連携を大切にし、共に育てていくことを理念に掲げて取組んでいる。

【OJT・OFFJTから自ら学ぶへ】

- ・専門指導員による新規職員のOJT教育を実施している他、園内職場交替体験、法人内職場異動研修を通じて職員の自己研鑽を促進している。
- ・異年齢保育及びインクルーシブ保育の交流に力を入れ、職員、子ども、保護者共に体験で得られたことが繋がることを意識し、園全体で子どもたちを育てていく共通認識が醸成

されている。

【情報の先取りによる職場環境改善】

- ・理念に適合した職員の自由な意見表明が職場改善に繋がっており、風通しの良い職場環境が形成されている。
- ・女性活躍推進企業認定取得、あいちワーク・ライフ・バランス推進運動賛同企業に登録、愛知県（休み方改革）イニシアチブ賛同企業に登録、キンダーカウンセラーの配置などの取組みを実施している。
- ・職員が園全体の子どもの把握していることから職員の配置がしやすく、有給休暇等も取りやすく、サービス残業や持ち帰りの仕事など基本的にならないようにしており、働きやすさに配慮している。
- ・保育業務以外の職員にも保育士資格の取得を推奨し、誰もが保育業務できる様取り組んでいる。
- ・公認心理師によるカウンセリングを月に1回おこなっており、保護者のみならず、職員も利用可能な体制を整備している。

【地域福祉への貢献】

- ・保育園が地域の中に溶け込めるよう、子どもたちと一緒に地区の祭りに参加したり園庭◇改善を求められる点

【数値目標の設定】

- ・「中・長期計画」を策定して、中・長期計画を踏まえた単年度計画が策定されている。然しながら、計画に対する成果の数値目標が不十分なところがある。目的や方向を明確にするためにも数値目標については実際に計測できるものはその値を使い、数値化出来ないものは言語情報を数値に置き換えるなどして成果目標を設定されたい。保育士の5段階自己評価を一覧化し、園全体の評価を数値化するほか、保護者アンケート結果を活用することで、継続的な保育の質向上に資する取組を推進されたい。

【マニュアルの整備・運用について】

- ・標準化できるものはマニュアル化に取組まれ、各種マニュアルは整備されセルフチェックがされてきてはいる。まだ、不足しているマニュアル、例えばBCP（業務継続計画）想定外の対応やプライバシー保護などについては「標準的な実施方法のについて」を参考に優先順位を付け早急に計画的に整備されたい。
- ・保育における個別対応の標準については、標準的な「画一化」ではなく「均質化」という観点から、こどもへの指導内容や保護者と連携して啓蒙した事例などを全職員が共有できる体制の構築が望まれる。
- ・運用面では子どもを尊重した保育について職員が理解を深めるために保育所保育指針や全国保育士会倫理綱領、虐待防止マニュアルを基に職員が共通の理解を持つための研修や勉強会の実施を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園の・保護者負担軽減への配慮・子ども達の安心できる環境・働きやすい職場など大切にしている取り組みを高く評価していただき感謝申し上げます
結果を通じて強みを再確認するとともに引き続き職員の専門性を高め子ども達が健やかに成長できる環境の実現を目指していきます。
又、改善点としてご指摘いただいた点について法人全体で共有し、研修や仕組み作りを通じて計画的に改善を進めていきます。
今後も子ども達・保護者・地域に信頼される園作りに努めてまいります。
ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	㉖・b・c
＜コメント＞ ・理念および基本方針は、ホームページ・入園のしおり・パンフレット等に明文化され使命と方向性を示している、また玄関掲示により来訪者にも見やすいように掲示されている。年1回法人の集会において代表が理念等を説明し、職員会議や新入社員研修でも説明を繰り返すことで周知を徹底している。保護者には、入園のしおり等の資料の活用により周知・理解に努めている。基本方針については職員に職員ハンドブックを配布し、行動指針として継続的な周知が図られている。			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉖・b・c
＜コメント＞ ・法人は、社会福祉事業の動向把握のために療育センター・緑区園長会など関係機関から情報収集を行い、法人内の園長会にて待機児童数や利用者動向を共有・分析している。地域福祉計画に基づき、児童数や生活形態、定員充足率等を整理し、保育ニーズの把握・分析に向け、保護者の要望、人口動向、職員数に関するデータを定期的に収集・分析し、課題を文書化している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉖・b・c
＜コメント＞ ・法人は、財務収支・保育設備・職員体制の現状を経営会議で把握し、育休・産休時の人員確保など具体的な課題分析をして、代表・顧問税理士・経理担当者が連携し、運営状況及び人事課題の把握し共有を図っている。課題の改善は職員会議等で議論され、「地域から選ばれる園」を目標と掲げて、園開放、保育体験会を通じて園の紹介を行い、地域ニーズに応じた保育内容や勤務体制の見直し、研修参加等の具体的な改善が推進されている。			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・㉖・c
＜コメント＞ ・法人は、中長期ビジョンにおいて「地域に根ざした信頼ある保育」及び「子育て支援拠点の構築」を掲げ、保育の質向上と人材育成に向けた具体的な目標を5年間の計画期間に設定している。また、「保育の質向上」や「職員の成長支援」等の経営課題を明確にし、関係者に周知の上で実施可能な計画を策定している。 ・然しながら、成果の分かる数値目標が不足しているので全職員が共通の目標として共有できるような数値目標を工夫されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・㉖・c
＜コメント＞ ・法人は、中長期計画に基づき策定した単年度計画に反映し、実行可能な内容を策定している。今年度は「研修制度の整備と記録システム導入」「地域イベントへの積極参加(年4回以上)」「未就園児支援の試行的実施」等の重点項目を掲げている。また、単年度計画は人材の育成や保護者への支援等、様々な計画に			

対して、職員が目標達成に向けての取り組み計画となっている。			
・然しながら、一部の項目において成果に対する数値目標の設定が不足しており、改善が求められる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	㉠・b・c	
＜コメント＞ ・年間行事・保育方針・研修計画・保育実践の改善を事業計画に反映させて職員自己評価や面談を年2回実施し職員の参画を促進している。事業計画は保育業務の時期・内容・手順に基づいて、職員が内容を把握する体制を整えている。加えて、職員会議で振り返りをおこない次年度計画に反映している。年度末には園長会等を通じて評価及び課題の周知が図られている。			
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a・㉡・c	
＜コメント＞ ・事業計画は園長から、パンフレットや入園のしおりを活用し、入園説明会・保護者会にて事業計画の重点目標および実施計画を丁寧に説明している。また、入園1か月後に新入園児面談を企画し、保護者に対してフォローしている。保育理念や事業計画は年齢別に配慮して具体的に提示及び対話形式でおこなっている。加えて、ファミリーズ通信・食育だより・SNS等を通じて事業計画の説明に努めている。 ・「事業計画」について、一部の保護者において理解不足が見られるので理解に向けた工夫や取組をされたい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ ・当園は、週1回の職場交替体験を通じて保育方法を学び、計画・実践学習・評価を循環させることで保育の質向上を図り保育士のモチベーションの向上に努めている。研修や職員育成も PDCA サイクルに基づき実施されており、年間計画に沿った保育が行われている。連絡体制としてグループライン、評価の場として職員会議が設定されている。 ・成果の確認は数値化を検討することにより、問題の把握や改善の向上が期待できるので是非検討されたい。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥・ c
＜コメント＞ ・当園では、自己評価結果から振り返りをおこない課題を明らかにし改善計画に従い進めている。また、職員会議を活用し課題の協議を行い、園全体で取組みを展開している。さらに、保護者からの意見は速やかに情報共有アプリで共有されている。特に子どもに関する課題については園長による発信と改善の仕組みが出来ている。 ・課題に対しての実施事項の取組が長期化するような内容は時系列に詳細項目を計画に記載しフォローアップ体制の強化を図られたい。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	①・b・c	
＜コメント＞ ・園長の役割及び責任は、「就業規則」「職務分担表」「運営規定」に明記されており、年度初めの職員会議や新人入職時に、運営方針・職務分担について説明をおこない、職員へは「職員ハンドブック」を配布して理念・基本方針など周知させている。入園時と定期開催での保護者会では広報誌を活用し、事業計画・保育方針を分かりやすく説明している。また、園長は園長会・関係機関への出席及び各種会議を通じて保育ニーズの共有を図り、職員へ伝えている。さらに、園長の役割は運営規定に定められ、有事における権限委任は災害時マニュアル等で示されており、体制も整備されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	①・b・c	
＜コメント＞ ・園長は、社会福祉関係法令や保育指針、児童福祉法、虐待防止法等を十分に理解し、オンライン研修や民間保育所連盟研修会へ積極的に参加することで行政関係者との適正な関係維持に努めている。さらに、事故対応や個人情報保護、虐待通報義務等の法規に精通し、職員には入職時や年度毎に遵守すべき法令についての研修に参加させている。園長は法令を遵守することなどで、子どもへのサービスの質の確保を図っている。また、コンプライアンスチェックリストの活用を通じて法令遵守に役立てている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	①・b・c	
＜コメント＞ ・園長は、日々の保育実践への積極的参画に加え、定期的な職員会議・職員面談を通じて保育内容及び子どもの様子などの評価・分析をしている。乳児から幼児までの保育に直接関わり、課題の把握により職員の専門性向上と改善活動に指導力を発揮している。職員の自己評価結果を活用した目標設定支援や面談指導を実施するとともに、名古屋市主催の研修や法人内外研修により全職員への教育を充実させている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	①・b・c	
＜コメント＞ ・園長は、毎月開催される法人内園長会において人事・労務・財務等の分析結果を共有し、産休・育休を考慮した人事計画を策定することで、職員及び保護者対応を行っている。理念と基本方針の実現に向けて人員配置を最適化し、残業・持ち帰り業務の抑制や有給休暇取得率 100%の達成など、職場環境の改善に努めている。さらに、保育環境の整備や入園準備の簡素化、ICT 導入による業務効率化の推進を図っている。加えて、年齢別保育実践の導入と業務の見直しにより効率的かつ実効性の高い運営体制の構築を進めている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・当園は「継続して働きやすい環境づくり」を方針に掲げ、先輩職員による OJT 指導を定着させている。また、ワーク・ライフ・バランス推進運動や女性活躍推進事業の認定取得等の効果により離職率の低い職場環境を実現している。さらに、年 2 回の職員面談にて、職員の希望を聞き取り、資格取得支援をおこなっている。産休・育休への対応として復職支援や柔軟な勤務体制を整備している。求人活動では養成校等を活用し、保育園見学や保育体験実習から採用へとつなげている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ b ・ c	
＜コメント＞			

・法人は、「自ら考え行動する人材」「協調性を持つ人材」を期待する職員像としている。人事管理規程に基づき、職員の希望や適性を考慮した配置が行われており、園長は年 2 回の人事評価基準による評価をおこない職員にフィードバックしている。さらに、採用・育成・評価・処遇までを総合的に管理し、職員が安心して働ける環境を整備している。また、入職時のヒアリングと研修を通じて職員のキャリア形成の支援をおこない、モチベーション向上に努めている。 ・但し、人事基準については5段階評価の判断基準が園長・主任の感覚に依存しており、精度を上げる上でも段階毎の判断基準を明確にされたい。			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ b ・ c	
<コメント> ・園長は労務規程に従い就業状況と意向を把握し、責任体制の整備を通じて職場環境の改善に取り組んでいる。また、ライフステージや希望に応じた就業形態の選択肢を提供し、離職率の低減に寄与している。職員の健康管理にも注力し、定期健診や女性特有疾患への検査体制を整備している。加えて、面談や相談窓口の設置によりコミュニケーションの活性化を図るとともに、福利厚生(旅行・懇親会など)の充実によって職場満足度向上に努めている。さらに、ワーク・ライフ・バランス運動等への参画、職員会議での意見収集と改善策の実行、有休取得率向上を目指した関係性強化等、働きやすい環境づくりを総合的に推進している。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ b ・ c	
<コメント> ・園長は期待する職員像として「自分の意見を伝え自ら行動できる人材、チーム保育の為協調性のある人材」を明確にしている。職員は自己評価表に個人目標の設定をおこない、園長は職員面談で目標項目・水準・期限のフォローと指導をおこなっているが、成果に対する数値目標となっていない。また、自己評価表についても、目標項目・水準・期日とが合致していないところがあるので、見直しをされたい。 ・職員面談にて5段階評価で把握しているが、目標の具体性(数値)については改善の余地がある。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ b ・ c	
<コメント>試みる ・研修方針として「保育理念の理解と実践力の向上、課題への対応力、職員同士が学び合い支え合う風土づくり」を職員像として明確に示している。年間教育研修計画に基づき、安全衛生研修や事例検討、外部・法人内研修、職場交替体験(年齢別)、法人内職場異動研修等を実施している。年度初めに策定された計画は、前期・後期職員面談や職員会を通じて進捗の確認と見直しを行っている他、新人・専門・中堅研修修了後に報告書を作成し職員会議にて報告・職員共有を図り、職員の学びの場としている。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ b ・ c	
<コメント> ・園長は職員の専門性及び資格取得状況を台帳で管理し、適正な職場配置を行っている。新任職員にはOJT 体制のもとで先輩指導者が付き、段階的な業務習得を支援している。人材育成計画に基づき、研修は知識・技術水準に応じて実施され、新人研修・専門研修・保育リスク研修やリーダーシップ研修等実施されている。法人内園長会や職員会議などで情報提供を行い、年 1 回以上の外部研修への参加を促進し、職員の資質向上を図っている。 ・OJT 指導については、指導結果の職員習熟度を把握するために、指導者による習熟度把握のための数値評価を検討されたい。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ b ・ c	
<コメント> ・当園は、実習生に対し基本的となる保育理念・保育方針を理解させることで、子どもとの関わり方安全配慮など習得させている。また、受入体制の構築に向けて実習生対応マニュアルを策定し、保育士養成校との連携を図っている。園内では、養成校のプログラムに基づきスケジュールを立て、プログラム沿った説明を丁寧に行い、実習への安心感を持つことで、専門知識の習得に役立てている。指導担当者の配置により計画的な指導の実施に努めているが、指導員の育成及び研修の制度化は今後の課題となっている。実習期間中も継続的に養成校との連携を行い、採用に繋がった実績もある。			

・実習生受入の人数を増やし、実習生受け入れの安定化を図りたい。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ ・法人及び保育所は、理念・基本方針をホームページにて公開し、事業計画・事業報告等をパンフレットや保護者会にて紹介しているが、財務情報は非公開である。地域福祉の推進を基本方針として掲げ、地域との連携を強化している。また、第三者評価結果や保護者の苦情への対応状況を迅速に開示している。保護者に対しては重要事項説明書（入園のしおり）や入園案内を活用し、保育理念・保育方針と保育内容を明示している。さらに、地域行事への参加時や広報誌・ホームページを通じて当園活動を公開し、地域社会における園の機能・取組の発信に努めている。 ・財務情報については、透明性確保のため公表することが望ましい。			
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・法人は、「組織管理規程」及び「経理規定」を制定するとともに、「運営規程」「就業規則」等の内容について経営会議・職員会を通じて周知している。会計事務および出納業務は「経理規定」に基づき、経理事務担当が適切に実施している。また、顧問税理士・会計士に依頼し外部監査を実施し、外部専門家による指摘があった場合には、改善計画書を作成し、組織的な改善を図っている。園単位での内部監査を法人代表と経理担当者が年 1 回実施している。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①・b・c
＜コメント＞ ・法人は、中長期ビジョン「地域福祉への貢献拡大」に基づき、地域イベント(ドッジボール大会、ヤギふれあい体験など)への計画的かつ積極的な参加を推進している。また、地域資源や情報の収集体制を整備し、掲示板や通信(SNS)を通じて保護者へ提供している。さらに、子どもの状況に応じた支援を基本方針とし、職員及びボランティアとの協力体制を整えている。未就園児と保護者を対象とした支援・イベントも定期的実施し、地域との関係強化に加えて、散歩や施設訪問等を通じて地域社会との接点を広げている。			
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a・⑥・c
＜コメント＞ ・法人は、中長期計画に基づき外部人材・ボランティア活用モデル構築を目指し、地域との連携を通じて多様な体験の提供環境を整備している。地域福祉の連携強化を目的とした事業計画を策定し、学校教育活動への協力を行っている。ボランティア受入体制についてはマニュアルを整備し、園長及び担当職員が窓口となり活動調整を担っている。定期的にはボランティア「ヤギふれあい体験など」を受け入れている。 ・近隣の大学へのボランティア依頼や小中学校に対する保育実習・職場体験の案内を通じて教育連携を推進している段階なので実現に向けて更に取り組まれない。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	①・b・c
＜コメント＞ ・当園は、療育センターや緑区役所等の連絡先を一覧にして整備し、電話機付近に設置するとともに保護者にも提供している。また、職員会議やグループラインを活用し、関係機関の情報を共有することで迅速かつ丁寧な支援体制の確保に努めている。さらに、関係機関との定期的な連絡会や懇談会への参加を通じて情報交換を図り、支援が必要な場合には保護者と連携して適切な機関への紹介を行っている。加えて、「虐待防止」や「個人情報保護」に関する研修を実施し、権利侵害が疑われる際には速やかに対応して、関係機関と連携している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている			

Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 法人は、基本方針として「保護者支援と家庭連携の深化」および「地域福祉の貢献拡大」を掲げている。地域特性として共働き世帯の多さや保育ニーズの高さを踏まえ、少子化や施設間競争といった課題への認識を深めている。また、保健師や子育て支援センター職員との情報交換、地域会合への参加を通じて子育て環境に関する情報収集を行っている。さらに、就学前後の家庭に対し卒園後相談の手紙を配布し、多様な相談への対応体制を整備している。			
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> ・法人は、地域の高齢者施設との連携を図り、共同での菓子作りや季節行事を通じた交流活動を推進している。区主催の赤ちゃん祭りでは親子参加型の企画に参加し、地域における保育の魅力発信に努めている。さらに、地域住民・関係機関との日常的な対話を通じてニーズを把握し、活動内容の改善に反映している。加えて、行政機関と連携した防災訓練や多言語対応資料の整備を通じて、安全管理と情報提供体制の強化に取り組んでいる。 ・今後についても法人を含めて、公益的な取組の更なる展開に期待したい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・職員は、理念や基本方針に基づき子どもを尊重する保育について実践している。保育の中で職員同士が気づいた事や事例検討した結果を記録に残すなどの努力をしている。 ・組織内で子どもを尊重した保育について保育所保育指針や全国保育士会倫理綱領、虐待の防止マニュアルを基に職員が共通の理解を持つための研修や勉強会を進めさらなる飛躍を期待する。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・プール、着替え、トイレの対応など子どものプライバシーについて個別に対応を行い、個人情報の厳重な管理を徹底して職員に周知している。園庭は道路に面しているため子どものプライバシー保護の観点からカーテン設置などの環境の工夫が見られる。 ・職員は研修によりプライバシー保護について理解を深めており、子どもには、「水着で隠れるところは自分だけの大事なところだから他人に見せない、触らせない」など保育の中で指導しているが保護者を巻き込んだプライバシー保護と権利擁護についての取組を周知されたい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉞ ・ b ・ c
<コメント> ・園見学の希望者については積極的に受け入れ、個別に園の方針・理念などパンフレットを使って保育園の特性など伝えている。なるべく実際の保育を見てもらうことでより丁寧な説明を実施している。 ・見学説明マニュアルを作成し、誰でも保護者に入園の説明がしやすいように工夫し、毎年見直しをして内容について加筆・修正を行っている。SNS でも保護者の視点に立った分かりやすい情報を発信しているが、実際には保護者の口コミが有効という実感がある。丁寧な対応を心がけている。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉞ ・ b ・ c
<コメント> ・入園時には、入園のしおりを用いて丁寧に説明をしている。園で使用する物は実物を見せ、分かりやすい言葉や絵や図など利用し伝えている。保護者に確実に伝わったかどうか確認すると共に職員同士で方法を共有するようにしている。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	㉞ ・ b ・ c

＜コメント＞ ・退園後でも保護者が相談できるように窓口を設置し相談方法や担当者について説明する文書を作成して渡している。保育園から卒園・転園した後も、子どもや保護者等が相談することがあり、行政とも連携を取って保護者に対応している。その相談内容については、職員に周知している。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ ・子どもの様子や活動を連絡帳アプリや SNS など利用して情報を共有できるようにしている。 ・保護者参加の行事後には、アンケートを取り、その結果を公表している。アンケートを分析・検討し、次の行事に活かすなど保育の改善につなげている。 ・保護者に園長による定期的な個別の面談を推奨しており、保護者との信頼関係の構築に繋げているが、保護者満足度を測ることを目的としたアンケートを実施されることを提案したい。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。 ・入園の際に困ったことや不安なことはすぐに相談できる体制が取れることを入園のしおりを用いて、保護者に伝えている。苦情などあれば、職員会議にて周知徹底し検討及び改善策を立て、保育の質の向上に役立てている。 ・苦情記録があり、苦情報告の義務についても承知しており保育の質の向上に関わる取組みに繋げている。			
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・保護者が相談しやすいよう日頃から信頼関係の構築を図っている。公認心理師によるカウンセリングを月に一回行っており、園で使用しているアプリで案内を配信している。 ・保護者は、相談相手を選ぶことができるように配慮し、相談時にはプライベートスペースを用意している。			
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・保護者からの相談や意見に対して①丁寧に傾聴②相談内容を記録し園内で共有③必要に応じて保育士間で対応策を検討④発達相談や家庭支援が必要な場合は外部機関との連携を行っている。また、その流れをマニュアル化している。 ・意見箱の設置もされている。現状では利用する保護者はないが園側の姿勢を表すものとして継続されたい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉑ ・ b ・ c	
・ヒアリング報告書・事故報告書が作成されており、事故発生時の対応と安全確保について各保育室にフローチャートを掲示し安心・安全な保育に努めている。 ・医師による「エピペン対応勉強会」を実施し、職員参画のもとでロールプレイができた。今後とも安全確保・事故防止に関する研修を継続されたい。			
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・感染症が発症した場合、対応フローチャートに沿って対応し、保護者への連絡・感染症罹患報告として玄関に感染情報を掲示している。 ・普段から子どもの体調の変化や急変に留意し、子ども達へ、外から帰ったときは手洗い、うがいを促している。また、感染症に対して絵本や紙芝居を使い換気の必要性を分かりやすく伝えている。 ・嘔吐や下痢の際は、全職員が手順書に沿って適切に処理するように訓練を徹底すると共にマスク・消毒液・防護具など備品の管理している。			

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・備蓄リストを作成している。賞味期限のチェックについては職員で行っているため、備蓄品の把握等できている。毎月の避難訓練後に振り返りを行い翌月の訓練に活かしている。 ・業務継続計画(BCP)の作成が努力義務づけられたことを踏まえ、想定外の事態が発生した時への対応を検討されたい。また、地域との連携の強化にも心がけられたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・保育の各場面で保育者が必ず行うべき基本事項を明確にして「チェックリスト」という形式で文書化している。保育者は定期的に「チェックリスト」を確認し合い、標準的な実施方法で保育が行われているか話し合っている。 ・名古屋市のキャリアアップ研修を全職員が受講して保育の実施方法について学び、職員に周知徹底している。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・年に 1 回 12 月に自己評価シートを記入し、それを基にして園長面談を実施している。自己評価シートは、自分の保育を見直すだけでなく、園全体の保育を見直す有効な手段になっている。 ・保育現場では「みんなでみんなを見る」ことを重んじており、OJT 研修や PDCA サイクルを実施方法の見直しを行う方法として取り入れている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・入園の際に、保護者と面談をして、保育活動の説明をした上で家庭の事情などにも配慮して計画を立てている。保護者が登録票として、子どもの情報を記入しそれにもとづき指導計画を適切に作成している。 ・指導計画の作成についての最終確認は、園長が見直しをすることになっている。 ・支援困難ケースへの対応は児童相談所、小学校、役所、園の職員をメンバーとしたケース会議を開き検討して適切な保育の提供を行っている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・各クラス担任が月末に振り返りをし、計画と実際の活動のずれや子どもの反応、発達の様子を次月の指導計画に反映させている。 ・子どもの成長発達を職員で共有することで、子どもの興味・関心に基づき計画の見直しをしている。 ・今後、評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等を文書化されることが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・個別の指導計画を作成し、職員の誰もが随時確認できるようにしている。 ・子どもの状況等に関する情報は職員会議等で話し合い共有化している。 ・記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等は先輩保育士が一緒に考えたり記載方法を工夫したりしている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・子どもに関する個人情報、ファミリーズおおだか園運営規定の第 16 条(記録の整備)に規定されており、園の利用を終えた日から 5 年保存となっている。 ・記録は事務所に保管して鍵をかけると共に、園外持ち出しのないよう職員に周知し、入社時は、個人情報		

に関する誓約書にサインしている。

・公開する写真については、保護者に説明の上個別に承諾と署名を取り、写真販売サイトや SNS に掲載する写真は職員でダブルチェックをしている。

・今後、記録の管理体制として責任者の設置、記録を管理する方法に関する職員教育、漏洩した場合の連絡・対処等を明文化した個人情報の保護規程等の作成をされたい。

【内容評価基準】

A-1 保育内容

			第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1 -(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a ・ ㊦ ・ c
＜コメント＞			
・保育の全体的な計画は、保育園の理念や保育の基本方針に基づき作成をしている。毎年度末には、主任を中心に保育担任で話し合い、全体的計画の見直しを行っている。			
・計画作成時に子どもと家庭の状況を職員間で改めて見直し、園と家庭で協力し子どもを育てていくことの理解を深めることを期待する。			

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1- (2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ ・保育室、手洗い場、トイレ等の毎日の清掃、土曜日には日頃できない箇所の清掃と安全点検を行い、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備を行っている。 ・子どもの生活にふさわしい素材選びや配置等環境が整えられているが、一人一人の子どもが十分に満足できるような空間や落ち着ける場所の確保を工夫されたい。			
A-1- (2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉔ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・子どもの気持ちに共感したうえで、その子にあった配慮を行うことが子どもの成長につながることを職員で共有し、子どもの内面理解、具体的にどのように配慮していくか等、毎日、振り返る時間を持つようにしている。			
A-1- (2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㉔ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・保育士は、子ども自身ができることは急がずにできる限り見守りをし、子どものやろうとする気持ちを引き出す保育を心掛けている。 ・子どもの発達に応じた援助を心掛け、子どもがやりたいという意欲を示した時には、適切な援助をしながら挑戦する機会を作り、強制をすることなく生活習慣を身につけることができるよう働きかけを行っている。			
A-1- (2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	㉔ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・園周辺の様々な公園に散歩に出かけ、心と体を十分に動かすことを通して、子どもの発達や興味や関心を活かして子どもの学びが自然に生まれるような環境を整えることを意識した保育を行っている。 ・季節の行事を利用して近くのデイサービスを訪問し歌の発表や、地域の高齢者、ボランティアの方との交流を通して社会体験を得られる機会を設けている。季節に応じて泥んこ、ボディペインティング、外部講師の体操教室、ダンスを取り入れ、遊びを豊かにする工夫がされている。 ・異年齢の子ども達との関りを大切にし、人に対して優しい気持ちが育まれる援助をしている。			
A-1- (2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞			

・転倒・誤飲がないよう安全な環境を整えたうえで音の出る玩具、鏡、布絵本などを通して視覚・聴覚・触覚などの感覚の発達を促すようにしている。子どもとしっかり視線を合わせて応答的なかわりを持つことを意識して保育をしている。

・一人一人の子どもの発達に応じた援助を心掛けているが、保育園で長時間過ごすことを意識した0歳児の生活、遊びの環境を保育担当で検討し、一人遊びを十分に経験できるような環境の整備等も工夫されたい。

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ㉓ ・ c
---	------	-----------

＜コメント＞

・子どもの手の届く場所に玩具を配置する、スプーン等の食具を自分で使えるようにする等、子どもが自分の力で「やってみたい」と思い行動できるように環境を整備している。

・一人一人の子どもの状態に応じて、落ち着いた雰囲気の中で探索活動等が十分に行えるような環境について検討し、工夫を重ねられたい。

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㉑ ・ b ・ c
--	------	-----------

＜コメント＞

・保育士間で子ども一人一人の様子やクラスの遊び、関りの様子を共有し、どの保育士も子どもやクラスの現状を把握することができている。

・園の畑の案山子の服作り、室内で玉入れをできる工夫をする等必要に応じた環境を整え、子どものやろうとする気持ちを受け止め、危険がないよう見守りながら、適切な声かけ等の援助が実施されている。

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㉑ ・ b ・ c
---	------	-----------

＜コメント＞

・障害のある子どもには個別指導計画を作成し、子どもの成長、特性に応じ専門機関も利用する等、適切な援助や関りを行っている。

・保護者とは 2 か月に一度、懇談を実施し、園での生活と家庭での生活状況を共有しており、園での生活や援助方法を必要に応じて見直しをしている。

・保護者の悩み等の相談にも応じ、保護者の支援も含め園が安心して預けられる場所になっている。

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㉑ ・ b ・ c
---	------	-----------

＜コメント＞

・保護者への伝達事項や保育士間での必要な引継ぎは、伝言ボードを利用し口頭でも伝えあって引き継ぐようにし、伝達事項等を保護者に伝えることができる体制を整えている。適切に家庭に情報が伝達できなかった場合も、グループライン等を職員同士でフォローし情報共有している。

・延長保育の時間には、ぬりえ、パズル、折り紙等落ち着いて遊べる環境を整えて、ボードゲーム等延長保育の時間にできる遊び等の工夫をしている。

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	㉑ ・ b ・ c
---	------	-----------

＜コメント＞

・前年度の年長児の担任と連携をとり子どもたちが就学へ向け見通しを持てるような機会を設けている。保護者にはクラス懇談会を企画し保護者同士で話をしたり、登降園時を利用し就学に向けた情報提供や保護者からの相談をその都度受けたりしている。

・近隣の園と連絡を取り、一緒に小学校の見学に行く機会を持てるよう準備をしている。

・施設長の責任の下、保育所児童保育要録を作成し、年度末に小学校に送付している。

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉑ ・ b ・ c
------------------------------	------	-----------

＜コメント＞

・園では送迎時の保護者とのコミュニケーションを大切にし、子どもの体調について保護者から連絡を受けた時は必要に応じて記録し、全職員で情報を共有するようにしている。

・保護者への連絡は、毎日の連絡帳やアプリを利用すると共に、降園時に口頭で伝えるようにしている。

・子どもがトイレに行く時、活動の切り替え時には、子どもの体に触れ体温を確認し皮膚の異常や怪我等がないかの健康観察を行っている。 ・乳幼児突然死症候群(SIDS)については、入園時に印刷物を保護者に配布し、情報提供を行っている。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・健康診断を年2回、歯科健診は、年1回実施している。結果は保護者に連絡帳やアプリで知らせたり口頭でも伝えたりしている。指摘事項がある場合は決められた様式で知らせ、必要に応じ受診を勧めている。当日健診を欠席した子どもに対しては保護者が付き添い病院受診を依頼している。 ・虫歯のある子どもが一定数いるため、4・5歳児は毎日の歯磨きと年に1回保健所の歯磨き指導を受け、保護者の同意書を取り、フッ化物洗口を行っている。 ・歯科健診の結果は生活を見直す機会ととらえ、家庭での仕上げ磨きの励行等につなげていくよう期待したい。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき対応している。保護者から聞き取りを行い、アレルギー発生時の薬を預かり、対応手順の共有を徹底している。医師によるエピペン対応勉強会を行い全職員が対応できる環境を整えている。 ・アレルギー除去食の提供を行っており、アレルギー対応給食実施マニュアルに基づき食器の色分け、ネームプレートトレーに乗せ、調理担当者から担当保育士に必ず口頭で確認を行うようにし、誤提供、誤食の防止に努めている。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・年齢に応じて食に関する豊かな経験ができるよう食育計画に基づいて取り組みを行っている。3歳未満児はそら豆・とうもろこしの皮むきの経験、3歳児はおやつ作りの経験、4歳児は包丁を使う経験を通して5歳児のお泊り保育での「カレー作り」や1月の味噌の仕込みの経験等、食事を楽しむ環境を整えている。 ・1年生になった時、自分が仕込んだ味噌を使用した豚汁を食べる同窓会が恒例行事になっており、楽しみながら「食」への関心を深めることに繋がっている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・中心温度、衛生チェック、提供前の検食等、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理が適切に行われている。 ・季節の食材を取り入れた献立が作成されている。特に柑橘類は季節に応じたものが提供され、3歳未満児には皮や薄皮を向き、3歳以上児には皮つきを提供する等、年齢、発達に応じて工夫されている。 ・調理員が子ども達の食事の様子を見、話を聞く機会を設けており一人一人の子どもの様子を把握して食事が提供されている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・連絡帳には、その日の様子や活動の場面が思い浮かぶような書き方を工夫している。 ・子どもの初めての歩行、排泄等の姿を保護者が気付けるように心配りし、園と保護者とで一緒に喜び合えるようにしている。 ・毎日の送迎時に保護者と積極的にコミュニケーションをとり、信頼関係を構築するようにしている。 ・送迎時の保護者の様子、話の内容により、必要に応じて個人面談を提案し記録に残し、職員間での情報共有を図っている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉔ ・ b ・ c

<コメント> ・両親ともに働いている家庭が多い地域であるため、保護者が安心して仕事ができるような支援をしている。子ども一人一人の様子を丁寧にとらえ定期的に個別面談を実施し、子どもの発達や育児等の悩みごとの相談に応じ、記録に残している。 ・保護者の相談内容によっては心理師相談を活用し、申込制でカウンセリングを受けることができることを知らせ利用できるようにしている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・日々の保育の中で子どもの怪我や服装、表情、態度に注意を払い、いつもと違う様子に気づけるよう職員全体で意識をしている。 ・気になることがある時は、速やかに園長に報告・相談を行い、記録に残して職員間で情報共有をし、虐待等の早期発見と対応に心がけている。 ・虐待防止マニュアルの内容に基づいて職員研修を実施するとともに、新聞等で報道のあった事件を職員で話題にし、検討をする等、職員の継続的な意識付けを図るよう努めることが望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	㉕ ・ b ・ c
<コメント> ・週に一度、保育実践についての園内研修を実施し、職員同士が保育の話し合いを重ね保育観を共有する機会とし、質の高い保育実践につながっていく取り組みを継続している。 ・日常的に相談しやすい雰囲気や時間を持つ工夫をし、気づきや話した内容を共有できる体制をとっている。 ・職員は定期的に自己評価、セルフチェックを行い(12月評価)、園長と1月に面談を行い、保育実践について振り返り、自分の課題の明確化を行っている。		